

議案第 4 7 号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町介護保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日提出

二宮町長 村田 邦子

31専 第2号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成31年3月29日

二宮町長 村田 邦子

理由

消費税増税に伴い保険料軽減の拡充を規定した介護保険施行令の一部改正が、平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日に施行されたことに伴い、二宮町介護保険条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

二宮町介護保険条例（平成12年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「24,030円」を「20,025円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,025円」を「33,375円」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「20,025円」を「38,715円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の二宮町介護保険条例第4条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。